

仕様書

1. 件名

令和8年度 由布市タブレット端末等売払処分業務

2. 目的

G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「G I G A スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3. 受注条件

受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、大分県を含んでいるものに限る。）を受けており、競争入札参加確認申請時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。

または、資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。

4. 業務内容

発注者は、タブレット端末等の残存価値を踏まえ有償で売払を行う。

受注者は、発注者が使用していたタブレット端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法において認定を受けた受注者の再資源化事業計画に従って回収したタブレット端末等を再使用・再資源化する。

タブレット端末に含まれるデータの消去を、8. 処分方法により確実に実行し、端末ごとにデータ消去完了証明書を発行する。

5. 履行期間

契約の日の翌日から令和8年12月25日まで

6. 引渡し場所

由布市庄内町柿原302番地

庄内モバイル交流館1階（由布市役所本庁舎 敷地内）

7. 引渡し対象品

(1) タブレット端末 iPad 第7世代 Wi-Fiモデル 32GB

(2) タブレット端末 iPad 第9世代 Wi-Fiモデル 64GB

(3) その他付属品（キーボードカバー、ACアダプタ、ライトニングケーブル）

※引渡し前に、発注者において1度初期化を実施済み。

※アクティベーションロック・MDM・Apple School Manager等の解除は発注者において実施済み

8. 予定数量

| 対象品 | 数量 |
|-----------|---------------------|
| iPad 第7世代 | 2,933台（うち123台は故障端末） |
| iPad 第9世代 | 4台（全て故障端末） |
| その他付属品 | 端末と同数程度 |

なお、発注者において確認できている故障状況の内訳は以下のとおりとする。

| 故障状況 | 第7世代 | 第9世代 |
|----------------|------|------|
| 画面割れ | 89 | 3 |
| 液晶不良 | 3 | 1 |
| 不起動 | 22 | 0 |
| 筐体の変形 | 3 | 0 |
| バッテリー膨張 | 1 | 0 |
| Lightning 端子破損 | 2 | 0 |
| カメラ不良 | 2 | 0 |
| 動作不良（Macと疎通不可） | 1 | 0 |
| 合計台数 | 123 | 4 |

9. 引渡し方法

発注者と受注者は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議をし、受注者は内容に基づいて引渡しに必要な車両等を手配する。

10. 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品を、下記を満たす方法により処分を実施すること。

(1) 法令の遵守

受注者は、小型家電リサイクル法を遵守し、受注者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。

(2) セキュリティ対策

受注者は、情報漏えいを防止するため、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

(3) データ消去

作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊する等、適切な消去方法を用いること。

(4) データ消去証明書

受注者は、端末ごとに次に掲げる事項を記載したデータ消去証明書を作成し、発注者に提出すること。

- ア 個体識別番号
- イ データ消去方法
- ウ データ消去実施日
- エ 作業従事者

(5) 再使用に係る措置

再使用する場合は、端末に貼付された所有者情報（シール等）を完全に除去すること。

1 1. 業務完了の確認

受注者より提出を受けたデータ消去証明書での各端末のデータ消去作業が完了した事の確認、及び引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

1 2. 内訳書の提出

受注者は、契約書を作成するときは、発注者が指定する契約金額に係る内訳書を提出するものとする。

1 3. 支払方法及び契約保証金の返還

受注者は、契約締結後、一括で代金を納付すること。発注者は、この代金の納付が確認できた後に受注者に引渡し品を引き渡すものとする。

また、契約保証金は、1 1. 業務完了の確認により本業務の履行の確認ができた後速やかに受注者に返還するものとする。

なお、予定数量は変動する可能性がある。最終台数は発注者と受注者で協議のうえ最終確定するものとし、予定数量と確定数量が乖離するときの代金については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

1 4. 留意事項

仕様書に記載の事項または仕様書に記載されていない事項で必要が生じた時は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。